

熊本市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部改正について

熊本市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の  
ように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年  
条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「1,000円」を「3,000円」に改める。

別表中

「

指定管理者候補者選定委員会委員	日額 10,000円
-----------------	------------

」

を

「

公務災害補償等認定委員会委員	日額 10,000円
公務災害補償等審査会委員	日額 10,000円

」

に改め、行財政改革推進委員会委員の項、公共サービス民間提案監理委員会委員の項、  
公務災害補償等認定委員会委員の項から暴力団等排除措置に関する審査会委員の項ま  
で、第6次総合計画基本計画中間見直し委員会委員の項、行政区画等審議会委員の項

及び区地域コミュニティづくり支援補助金審査会審査委員の項を削り、同表市民公益活動支援基金運営委員会委員の項中「8,000円」を「10,000円」に改め、同表中自治基本条例見直し委員会委員の項、人権教育・啓発基本計画中間見直し委員会委員の項、保健子ども課保健師嘱託員の項及び保健子ども課看護師嘱託員の項を削り、「民生委員・児童委員推薦会委員」を「民生委員推薦会委員」に改め、食の安全安心・食育推進会議委員の項、歯科保健推進協議会委員の項、健康くまもと21推進会議委員の項、地域包括支援センター運営協議会委員の項、地域密着型サービス運営委員会委員の項、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員の項、重症心身障害児等在宅支援検討会委員の項、こころの健康センター電話相談員の項から衛生検査精度管理専門委員会委員の項まで、予防接種健康被害調査委員会委員の項、小児慢性特定疾患対策協議会委員の項、青少年善行表彰選考委員会委員の項、市立保育園引受法人選考委員会委員の項、環境活動支援事業選定審査会審査員の項、地球温暖化防止活動推進センター指定法人選考委員会委員の項、大気汚染常時監視測定局適正配置検討委員会委員の項、優秀技能功労者・優秀青年技能者表彰選考委員会委員の項からものづくり大賞評価検討会委員の項まで、農水産業計画推進委員会委員の項から熊本城本丸御殿障壁画調査委員会委員の項まで、史跡池辺寺跡保存整備検討委員会委員の項、西南戦争遺跡群調査検討委員会委員の項、公共事業再評価監視委員会委員の項、都市マスタープラン策定委員会委員の項から桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会委員の項まで、住宅審議会委員の項、富合地区嘱託員の項、放課後子どもプラン推進委員会委員の項、学校規模適正化検討委員会委員の項、授業力向上教科支援員の項から地域人材（外国人）英語指導助手の項まで、上下水道事業運営審議会委員の項及び交通局外側広告審査会委員の項を削り、同表に次のように加える。

前各項に掲げる者を除くほか、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）別表に規定する附属機関を組織する委員その他の構成員	日額 10,000円
----------------------------------------------------------------	------------

別表備考中「富合地区嘱託員及び」を削る。

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提出理由)

特別職の職員の報酬額を改定するとともに、附属機関を組織する構成員の報酬額を一括して規定する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。